## 公共工事における遠隔臨場の制度改定について (令和5年4月改定)

## 〇改定概要

- ・発注者及び受注者の業務の効率化を推進するため、遠隔臨場の対象工事を市が発注する土木工事において「予定価格1千万円以上かつ現場作業が1ヶ月以上の工事」に拡大します。
- 対象工事については、契約後の実施を必須とします。

	改定	現行
対象工事	土木工事において予定 価格が 1 千万円以上か つ現場作業が 1 ヶ月以 上の工事	・建設現場への移動時間が片道概ね 60分以上を要する工事 ・上記によらず遠隔臨場により業務 の効率化が図れると判断した工事
実施方法	実施の選択は無し	受注者は遠隔臨場を実施するか否か を選択することができる。

- ※通信機器の選定・運用及び費用の計上方法については、従前の「公共工事における遠隔臨場の概要」(令和4年4月策定)によるものとします。
- ※改定後の対象工事に該当しない工事で、遠隔臨場を実施する場合は、従前の「公共工事における遠隔臨場の概要」(令和4年4月策定)によるものとします。

## 〇施行

令和5年4月1日